

鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第6号

鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則（平成26年鈴鹿市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(委員の任命等) 第4条 略 2 校長以外の協議会の委員は <u>15人以内</u> とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。 (1)～(3) 略 3 略	(委員の任命等) 第4条 略 2 校長以外の協議会の委員は <u>10人以内</u> とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。 (1)～(3) 略 3 略

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。